例規制定概要書

１　対象例規と制定改廃の別

佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例施行規則の改正

２　背景

令和８年６月２９日付けのこども家庭庁事務連絡「放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業中である場合の取扱いについて」において、放課後児童クラブの対象となる「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」の「労働等」には、保護者が育児休業期間中の場合を含めることができ、市町村の判断により利用を認めることが可能であるとの考え方が示されました。

また、求職活動中の保護者についても「労働等」に含めて取り扱うことが可能であることから、育児休業中の保護者及び求職活動中の保護者の利用を認めることで、児童の放課後における居場所の確保及び子育て世帯への支援の充実を図るため、所要の改正を行います。

３　対応方針

（１）保護者が育児休業中又は求職活動中である場合について、学童保育所の利用要件として追加します。

（２）育児休業中及び求職活動中の保護者については、審査基準表の類型の変更があった場合は、入所期間を変更できるものとします。

（３）育児休業中及び求職活動中の保護者に係る児童の利用時間は、午前８時から午後６時までとし、延長利用は認めないこととします。

（４）その他所要の文言の整備をします。

（５）本規則の改正規定は、公布の日から施行し、令和９年４月１日以後に係るものから適用します。

４　政策内容

本改正により、育児休業中及び求職活動中の保護者についても学童保育所の利用が可能となり、児童の放課後における安全・安心な居場所及び生活環境の継続性の確保を図ることができます。